

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
胃がん検診	40歳以上に問診、胃部レントゲン(バリウム)検査を集団検診で実施。	3,128円(51歳～60歳は4,428円)の補助	個人
肺がん等検診	40歳以上に問診、胸部レントゲン検査を集団検診で実施。喀痰検査は問診により選定。	40歳～64歳は904円、65歳以上は1,104円の補助	個人
大腸がん検診	40歳以上に問診、便潜血検査2日法(検便)を集団検診で実施。	1,028円(51歳～60歳は1,728円)の補助	個人
子宮がん検診	20歳以上の女性に視診、子宮頸部細胞診、内診、経膈超音波検査を医療機関で実施。	4,232円の補助 ※21歳は無料クーポン券を送付	個人
乳がん検診	40歳以上の女性に、マンモグラフィ検査を実施。医療機関、集団検診から選択。※マンモグラフィは40歳代が2方向、50歳以上は1方向。	40歳～49歳は3,800円、50歳以上は2,456円の補助。※41歳は無料クーポン券を送付	個人
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮がん検診および乳がん検診の無料クーポン券を送付。 子宮がん検診21歳、乳がん検診41歳。	子宮がん：5,832円の補助 乳がん(2方向)：5,400円の補助	個人
前立腺がん検診	50歳以上の男性に、腫瘍マーカー(P S A検査)を集団検診で実施。	1,120円の補助	個人
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に一度も受診したことがない方に血液検査によるH C V抗体およびH B s検査抗原検査を集団検診で実施。※医療機関での個別検診は他制度で補助。	1,676円の補助	個人
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性に、手首のレントゲン検査を集団検診で実施。	1,260円の補助	個人
歯周病検診	40、50、60、70歳の方に、口腔内診査を医療機関検診で実施。	2,800円の補助	個人
妊産婦等健康診査	妊産婦が妊産婦等健康診査(1カ月児健康診査を含む)を受診した場合に、その受診費用の一部を助成。	秋田県産婦人科医会に契約している健康診査の額を限度とする(1人あたり受診券23枚交付、健診料144,400円補助)。※多胎は6枚追加交付(49,320円追加補助)	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦が妊婦歯科健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成。	秋田県歯科医師会に契約している歯科健診の額を限度とする(1人あたり受診券1枚交付、健診料4千円補助)	個人
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳6カ月の小児が歯科健診を受診した場合に、その受診費用を助成。	鹿角市鹿角郡歯科医師会に契約している歯科健診の額を限度とする(健診料4千円補助)	個人
2歳児フッ化物塗布	2歳～3歳の小児がフッ化物塗布を受診した場合に、その受診費用を助成。	鹿角市鹿角郡歯科医師会に契約しているフッ化物塗布の額を限度とする(1人につき無料クーポン券2枚交付、1回につき1,500円補助)	個人
12カ月児健康診査	1歳～1歳6カ月の小児が健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成。	鹿角市鹿角郡医師会に契約している健康診査の額を限度とする(健診料5,422円補助)	個人
定期予防接種	各予防接種の対象年齢の方が、県内の指定医療機関で受ける定期予防接種の費用を助成。	全額助成(県外で受けた場合は一部助成)	個人
小児インフルエンザ予防接種費用助成	接種日において、生後6カ月から13歳未満の小児が指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成。	1回につき1,500円の補助(最大2回)※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円引いた金額を窓口で支払う。	個人
高齢者インフルエンザ予防接種	指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成。①65歳以上の方②60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障がい有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい有する方(身体障害者手帳1級)を対象。	1,500円の補助 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円を引いた金額を窓口で支払う。	個人
高齢者肺炎球菌予防接種	指定医療機関で接種する高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成。 ①平成29年3月末日までに65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方。 ②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がい有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい有する方(身体障害者手帳1級)。	3千円の補助 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から3千円を引いた金額を窓口で支払う。	個人

☎ いきいき健康課 ☎ 30-0119

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
福祉タクシー利用券交付事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級または2級の手帳を持ち、在宅の方にタクシー利用券を交付(自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は除く)。	利用券1枚につき500円の助成(1月あたり2枚交付。じん臓機能障がい1級の方は1月あたり4枚交付)	個人
人工透析通院交通費助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に交通費の一部を助成(所得税額が10万円以上の方、生活保護受給者、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除く)。	通院距離(往復)により次の範囲で助成 ・5*以上15*未満 月額1,500円 ・15*以上25*未満 月額2千円 ・25*以上35*未満 月額3千円 ・35*以上45*未満 月額4千円 ・45*以上 月額5千円	個人
障害者住宅整備資金貸付制度	身体障害者手帳4級以上または療育手帳Aを持つ方と同居する方で、障がい者向けに住宅等を増改築または改造することを真に必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に対し資金を貸付。	貸付額：1戸あたり150万円以内 貸付利率：政府資金利率により変動 返済：1年据え置きで9年償還	個人
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳(肢体不自由4級以上、聴覚障害)、療育手帳を持ち、就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、自動車学校の操作訓練に要した費用の一部を助成。	費用の2/3もしくは10万円のどちらか低い額を上限に助成(所得制限あり)	個人
自動車改造費助成事業	身体障害者手帳3級以上(肢体不自由)を持ち、就労等に伴い自動車を運転する場合、自らが車を所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成。	10万円を上限に助成(所得制限あり)	個人
補装具費支給事業	身体障がい者の身体の損なわれた機能を補うための補装具(義肢、装具や車いすなど)を購入または修理する場合に費用を支給。	所定の基準額の9割を支給(軽減措置対象者は10割支給)	個人
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者の日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具(ストマ用装具、電気式たん吸引器など)を給付。	所定の基準額の9割を支給(軽減措置対象者は10割支給)	個人
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し補聴器購入費用の一部を助成(生活保護受給者を除く)。	所定の基準額の2/3を上限に助成(所得制限あり)	個人
自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を持つ方が指定の医療機関で対象となる医療(心臓や人工関節の手術、人工透析治療など)を受ける場合が対象。	医療費総額より、保険負担および自己負担分※を差し引いた額を助成。 ※原則1割負担(所得により月額負担上限額を設定)	個人
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の方が指定の医療機関で対象となる医療(手術等により将来確実な治療効果が期待されるもの)を受ける場合が対象。	医療費総額より、保険負担および自己負担分※を差し引いた額を助成。 ※原則1割負担(所得により月額負担上限額を設定)	個人
自立支援医療(精神通院)	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給。	医療費総額より、保険負担および自己負担分※を差し引いた額を助成。 ※原則1割負担(所得により月額負担上限額を設定)	個人
障害者就労支援事業所通所交通費助成	就労支援事業所B型に通所している方でバスを利用して通っている方に対し、通所に係るバス運賃の一部を助成する制度(生活保護受給者を除く)。	1カ月の往復バス運賃の1/3をバス回数券で助成 ※ただし、100円未満を切り捨てた額	個人
障害者訪問入浴サービス事業	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供(介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先)。	原則1割負担	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳の交付を受けている障がい児・者(障がいの種類は問わない)に対する外出のための支援。	原則1割負担	個人
障害者地域活動支援センター事業	地域生活支援の一環として、障がい児・者やその他市長が支援を必要と認めた方に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供。	原則1割負担	個人
臨時福祉給付金(経済対策分)	基準日(平成28年1月1日)に本市に住民票があり、平成28年度分の住民税が課税されていない方。※ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合等は対象外。	1人あたり1万5千円	個人

☎ 福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0233